

### ■米国：EPA が GHG 排出量報告制度の拡大を提案

米国環境保護局（EPA）は 2009 年 3 月 10 日、化石燃料の供給会社や自動車産業、および年間 25,000 トン（CO<sub>2</sub>換算）以上の温室効果ガス（GHG）を排出するすべての施設を対象に、GHG排出量の報告義務を課すことを提案した。同案の下では、約 13,000 の施設（GHG 国内総排出量の 9 割相当）が対象になる見込みである。電気事業者は、1990 年大気浄化法に基づき、すでにCO<sub>2</sub>排出量の報告義務を負っているが、その他の産業にはこれまで報告義務はなかった。また、電気事業者に求められた報告義務はCO<sub>2</sub>排出量のみであったが、同案ではCO<sub>2</sub>以外のGHGについても排出量の報告が求められている。今回のEPAの提案は、オバマ政権の方針を踏まえ、全米大の排出量取引制度の導入へ向けた第一歩と見られている。